

災害時における身元不明遺体の身元確認の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）、寒川町（以下「乙」という。）、神奈川県茅ヶ崎警察署（以下「丙」という。）、一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会（以下「丁」という。）は、茅ヶ崎市及び寒川町域において、地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における身元不明遺体の身元確認の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における身元不明遺体の身元確認に関し、甲及び乙が丙及び丁に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲及び乙は、災害時に身元不明遺体の身元確認を必要とするときは、丙及び丁に対して、協力を要請するものとし、丙及び丁は、甲及び乙に協力するものとする。

2 甲及び乙が、丙及び丁に協力を要請するときは、電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を丙及び丁に提出するものとする。

（施設及び資機材等の確保）

第3条 甲及び乙は、速やかに遺体収容施設を開設するとともに、身元確認業務に必要な資機材等を確保するものとする。

（身元確認業務）

第4条 丙及び丁は、第2条に規定する要請があった場合は、速やかに協議し、必要な人員及び資機材等を確保し、身元確認業務に従事するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲及び乙の要請に基づき、丁が身元確認業務を実施する場合に要する次に掲げる費用は、甲及び乙が負担するものとする。

- (1) 歯科医師の派遣に要する経費
- (2) 歯科医師が持参した資機材等の経費
- (3) 身元確認業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償
- (4) その他必要な経費

（連絡責任者）

第6条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては茅ヶ崎市環境部環境保全課

長、乙にあつては寒川町企画政策部危機管理課長、丙にあつては神奈川県茅ヶ崎警察署警備課長、丁にあつては一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会災害対策担当理事とする。

(訓練等の実施)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実効性を高めるため、定期的に訓練等を実施するものとする。

(疑義等の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁において協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年5月25日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長

服部 信明

乙 高座郡寒川町宮山165番地
寒川町

寒川町長

木村 俊雄



丙 茅ヶ崎市十間坂一丁目3番25号
神奈川県茅ヶ崎警察署

署長

福島 敬三

丁 茅ヶ崎市本村五丁目9番5号
一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会

会長

中川 謙

